

審査プロセスの効率化に係る 提案について

2024年9月12日
原子力エネルギー協議会
(ATENA : Atomic Energy Association)

1. はじめに

- ✓ 令和4年9月7日、原子力規制庁より、事業者からの改善提案を踏まえた対応方針として、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」（以下、「審査の進め方」）が提示され、以降の審査はそれを踏まえて行われてきたものと認識している。
- ✓ そのうえで、本意見交換においては、至近の審査も含めたこれまでの審査経験を踏まえ、新規制基準適合性に係るもの以外のものも含め、審査プロセスの効率化に資すると考えられる更なる改善方策について提案をさせていただく。
- ✓ 審査の適切性及び透明性の確保を大前提とし、規制側、事業者側双方のリソースを最大限に活用した効率的な審査に繋がる方策について、建設的な議論をさせていただきたい。

2. 事業者の現状認識及び審査プロセスに係る改善提案

「審査の進め方」にて示された対応方針

事業者の現状認識と改善提案※

「できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示」

➤ 確認事項及び論点の提示

- 審査会合における原子力規制庁からの指摘が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認した上で、必要に応じて文書化する。
- 事業者から基準や審査ガイドが不明確と指摘があった場合は、審査会合において要求事項等を確認し事業者と共通理解を図る

【現状認識】

- 泊の審査で実施されている審査会合内ラップアップは共通理解の促進に寄与しており、審査の円滑化に繋がっている。

【改善提案】

- 審査会合内ラップアップを希望する事業者のプラント班審査でも実施する（耐震班審査では、審査会合内で振り返りがされ、要旨がまとめられているので展開不要）。
- 審査会合において、基準適合性の判断について集中的な議論ができるよう、審査会合前の面談等において、基準や審査ガイドの不明確な点を確認できる運用とする。

※改善提案は原子力規制委員会あるいは原子力規制庁の実施する事項として主語を記載していない（次頁以降も同様）。

2. 事業者の現状認識及び審査プロセスに係る改善提案

「審査の進め方」にて示された対応方針

事業者の現状認識と改善提案

「できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示」

➤ 審査会合の開催頻度等の改善

- これまでは、ヒアリングで資料内容の事実確認を2回程度行った上で審査会合を実施しているが、重要な論点があるなど早期に議論を行うことが必要な内容については、ヒアリング回数に関わらず、柔軟に審査会合を開催する。
- 試験、評価等に時間を要する案件については、できる限り手戻りがなくなるよう、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催する。
- 審査会合は原則として委員出席の下で行うが、委員の了解を得た上で、委員が出席できない場合でも審査会合を開催することを可能とする。

【現状認識】

- 早期に議論を行うことが必要な審査会合は論点整理のためのものを含め柔軟に開催されている。なお、委員が出席しない審査会合の開催実績は少ない。

【改善提案】

- 審査の透明性確保に留意しつつ、案件に応じ必要な回数のヒアリングを行ったうえで、審査会合を開催する。
- 開催曜日や時間帯の調整により、審査会合の頻度をさらに高める。

2. 事業者の現状認識及び審査プロセスに係る改善提案

「審査の進め方」にて示された対応方針

事業者の現状認識と改善提案

「公開の場における「審査の進め方」に関する議論及び共有」

- 事業者が資料準備に時間を要する審査項目については、準備期間や対応方針を審査会合で確認する。
- 特に、対応方針を変更することなどにより他の審査項目に影響を与えるものについては、できる限り手戻りがなくなるよう、早期に論点を明確化し、共通の理解となるよう議論する。

【現状認識】

- 案件に応じ、資料の準備期間や対応方針が適宜審査会合の中で確認されており、共通認識が図られている。

【改善提案】

特になし

2. 事業者の現状認識及び審査プロセスに係る改善提案

「審査の進め方」にて示された対応方針

事業者の現状認識と改善提案

「審査会合における論点や確認事項の書面による事前通知」

- 指摘事項については、透明性の確保の観点から、これまでどおり審査会合で提示することとし、審査会合の開催時期を逸することなく柔軟に開催し論点を明示していく。
- また、審査会合における原子力規制庁からの指摘が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認した上で、必要に応じ文書化する。（再掲）

【現状認識】

- ヒアリングにおいては事実確認のみ、指摘事項は審査会合にて提示の運用が維持され、次の審査会合までの期間が長期化する一因となっている場合がある。他方、コロナ禍での特重施設や海外事業者（キャスク）に対する審査など、書面審査が採用され効率化が図られた例あり。

【改善提案】

- ヒアリングにて、事業者から当該審査項目の論点について説明した後、必要に応じ審査会合に先立って指摘事項を規制側から書面で提示いただくことで、認識の齟齬を防ぎ、審査会合をより効果的な議論の場とする。
- 論点がない場合は、書面による指摘事項の提示、書面による回答も選択肢とする。

2. 事業者の現状認識及び審査プロセスに係る改善提案

「審査の進め方」にて示された対応方針

事業者の現状認識と改善提案

「原子力規制委員又は原子力規制庁職員の現地確認の機会の増加」

- 事業者から現地確認の提案があった場合には、審査会合での議論の前提となる認識を共有化するため、審査資料上議論のある論点等を踏まえて、必要に応じて原子力規制委員会職員による現地確認の機会を設ける。

【現状認識】

- それぞれの審査において、委員が参加されないものも含め、**適宜現地確認を実施**いただいており、**審査に係る技術的事項についての共通認識醸成**などに役立っている。

【改善提案】

特になし

2. 事業者の現状認識及び審査プロセスに係る改善提案

「審査の進め方」にて示された対応方針

事業者の現状認識と改善提案

「基準や審査ガイドの内容の明確化」

- 事業者から基準や審査ガイドが不明確と指摘があった場合は、審査会合において要求事項等を確認し事業者と共通理解を図ることに加え、審査実績を踏まえた基準類の明確化を図る。
- なお、令和元年度第52 回原子力規制委員会（令和2年1月15日）において、原子力規制庁内及び被規制者から意見・提案を収集し分野ごとに整理すること、また、被規制者からの意見・提案はATENA から聴取すること等の進め方が了承され、毎年度一回、ATENA から聴取を行っている。

【現状認識】

- 左欄に記載のとおり、事業者意見も踏まえ、基準類の明確化が進められている。
- 引き続きATENAにて被規制者からの意見・提案を取りまとめ提示していく予定。

【改善提案】

特になし

2. 事業者の現状認識及び審査プロセスに係る改善提案

【その他の改善提案（原子炉の運転に関わるもの）】

現状認識	改善提案
• <u>審査内容に依らず、審査会合</u>が実施されている。	• <u>簡易な審査案件</u>（保安規定変更認可における「組織改正の反映」など）については、<u>書面審査での開催</u>とする（対面開催としないことで、より重要な審査にリソースを集中できるのではないか）。
• <u>設置変更許可に係る審査</u>の段階で、<u>詳細な設計の内容について説明を求められる</u>ことがある。	• 事業者による説明の重複を避け審査の効率化を図るため、<u>基本設計段階と詳細設計段階における確認事項を峻別</u>する（段階規制の徹底）。
• 保安規定審査の際に、<u>前段で審査済みの設計や工事計画に係る内容についてあらためて説明</u>を求められる場合がある。	• <u>説明済み、審査済みの内容</u>は、<u>規制庁内で共有、引継ぎ</u>を行う。 • 「設置変更許可⇒設工認⇒保安規定」と<u>段階的に審査する案件は、担当するNRA審査官を一部固定メンバーとする</u>。

2. 事業者の現状認識及び審査プロセスに係る改善提案

【その他の改善提案（原子炉の運転に関わるもの）】

現状認識	改善提案
一つの審査チームがPWR, BWR-5, ABWRと様々な型式の審査を担当している。	同一型式のプラント審査を同じ審査チーム（例えば、ABWRをAチーム、BWR-5をBチーム）が担当する（同一型式のプラントは、同規模出力で原子炉や格納容器周りの設計が同じであり、SA時の挙動も相似しているため、共通的に審査できる箇所が多く、同じ審査チームが担当することで安全を確保しつつより効率的な審査ができるのではないか）。
プラント審査に係る全プラントの想定スケジュールが把握できていないことから、規制側で今後審査に必要なリソースを見積もることができない。	予め今後審査に必要なリソースを見積もったうえで、計画的にリソースを確保する（各事業者は、プラント審査を控えている全プラント（再稼働済みプラントの案件も含む）について、審査の想定スケジュールを定期的に規制庁に提出）。

2. 事業者の現状認識及び審査プロセスに係る改善提案

【その他の改善提案（廃止措置に関わるもの）】

現状認識	改善提案
廃止措置における要求事項のうち、周辺公衆被ばく等における<u>放射線安全リスクが低い事項に対してもNRA・事業者双方のリソースが投入</u>されている。	- 放射線安全上のリスクが低い設備の解体工法や撤去手順といった<u>具体的手法等を事業者の保安活動の中で決定することを志向し、廃止措置計画審査を効率化</u> - 原子力安全リスクが大幅に低減する燃料搬出後の廃止措置計画変更に対して、炉規則第118条の「<u>軽微な変更（変更届出）の適用範囲を具体化</u>」

(参考) その他廃止措置に係る審査等に対する事業者意見

- 廃止措置プラントにおける保安活動の考え方（性能維持施設の選定等）について、これまでの事業者側の運用を踏まえ、改めて整理の上提案をたく、議論させていただきたい。
- クリアランスにおいては、対象物の放射能濃度に係る測定・評価方法の標準化を事業者側で検討しており、今後提案の際に議論をさせていただきたい。